

第5回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成29年10月24日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第5回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4		5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14		15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤 勇、副主幹 足立 純、主査 糸井隆雄、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は13名であります。 欠席委員は、4番 藤生正浩委員、14番 赤坂安一委員であります。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第2号について 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員13名で定足数に達しておりますので、これより第5回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午前9時30分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>
次長	<p>【事業概要報告】</p>
議長	<p>次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。</p>

【意見なし】

議長 ないようですので、それでは日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
5番 森山進平委員、12番 桐生さとみ委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。
はい、主査。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が4筆、面積が1,266.46㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が20件、筆数が37筆、面積が13,802㎡となっております。
合計いたしまして件数が22件、筆数が41筆、面積が15,068.46㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。
以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
はい、副主幹。

副主幹 議案書の9ページをお開き下さい。
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
1番、申請地は奥戸町地内の畑、面積1,014㎡ほか2筆、計2,342㎡です。
施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル1,152枚を1,416.

96㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生可能エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。22ページから26ページに実情調査報告書が載せてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

それでは、議案書の9ページにお戻り下さい。

続きまして2番、申請地は奥戸町地内の畑、面積1,639㎡ほか1筆、計2,551㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル820枚を、320.20㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生可能エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。28ページから32ページに実情調査報告書が載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

それでは議案書の9ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は板倉町地内の田、面積1,114㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚を800㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生可能エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

続きまして、議案書の33ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。34ページから40ページに実情調査報告書が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは議案書の10ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は大月町地内の田、面積396㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延べ床面積56.31㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、

備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。

4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は百頭町地内の畑、面積300㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延べ床面積84.46㎡です。

申請理由は、現在市内の市営住宅に住んでいるが老朽化のため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の中段、一時転用とありますが、恒久転用ですので転用ということで訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。

5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

三田照子委員。

2番

2番 三田照子です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の21ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日は平成29年10月16日、月曜日、午前9時から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、亀田委員、仙田委員、三役から長谷川職務代理そして私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力195.80キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数1,152枚が設置できる、2,342㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでし

た。

申請地東側は公道、西側は田および畑、北側は水路、南側は畑および認定外道路となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策については、防草シートの上に碎石を敷くことから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、奥戸町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 意見もないようなので、それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

亀田委員。

10番 亀田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の27ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、第5条許可申請の1番の案件と同様であり、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

第5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力200キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数820枚が設置できる、2,551㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側および西側は公道、北側は畑、南側は畑および宅地となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策については、防草シートの上に碎石を敷くことから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は土地購入費を含め全て融資で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、奥戸町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、3番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

仙田委員。

11番 11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の33ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、5条許可申請の1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力49.5キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数300枚が設置できる、1,114㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側および西側は畦畔、北側は水路、南側は認定外道路となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策については、防草シートの上に碎

石を敷くことから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は土地購入費を含め全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は板倉町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 3番はそのように決定いたしました。

続いて、4番及び5番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 4番及び5番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

はい、主査。

主査 議案書の11ページをお開き下さい。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成29年10月31日公告分であります。

議案書の12ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、7件で面積12,777㎡です。

続きまして所有権移転は2件で面積7,153㎡です。

はじめに利用権設定についてですが、詳細が13ページから15ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転ですが、議案書の16ページをお開き下さい。

1番、売買を行う土地は、県町地内の田、面積は1,017㎡ほか2筆、計1,492㎡です。

続きまして2番、売買を行う土地は、県町地内の田、面積は821㎡ほか2筆、計5,661㎡です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも10月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に、貸借権設定を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定はそのように決定いたしました。
続いて、所有権移転の1番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限の規定により、9番 長谷川委員の退席を求めます。
【午前10時00分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 所有権移転の1番はそのように決定いたしました。
ここで、関連議案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。
【午前10時02分 出席】

議長 主査から訂正があるようですので、説明いたします。
主査 先ほど説明いたしました、議案書12ページの総括表の中で、件数が7件と報告いたしましたが、8件でございました。
それに伴いまして面積も12,777㎡が、正しくは15,560㎡になります。訂正をお願いいたします。

議長 続いて、所有権移転2番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 所有権移転の2番はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知についてを載せておきましたので、ご承知おきください。
また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、9月28日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第5回足利市農業委員会を閉会いたします。
【午前10時04分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年11月27日

足利市農業委員会

5番委員

12番委員